

■電子マネー利用規約

(目的)

第1条 本規約は、電子マネーに関する取扱いについて定めるものです。投票会員(ダイレクト投票会員および電子マネー会員をいいます。)は、本規約の内容を十分に理解し、本規約に同意いただいた上で、電子マネーを購入し、ご利用いただくものとします。なお、本規約において用いられる用語の定義は、本規約において定めるもののほか、「オッズパーク投票会員規約(電子マネー会員用)」および「オッズパーク会員規約(ダイレクト会員用)」に定めるとおりとします。

(利用範囲)

第2条 電子マネーは、「オッズパーク投票会員規約(電子マネー会員用)」および「オッズパーク会員規約(ダイレクト会員用)」に従い、電子マネーの投票可能残高の範囲内で、競馬・自転車競技・小型自動車競技のいずれの投票券の購入にもご利用いただけます。

(電子マネーの利用)

第3条 投票券の代金に係る支払いは、投票申し込みを受け付けた時点で、電子マネーの残高を上限として、当該残高から投票券の代金相当額を差し引くことにより、当該代金額のお支払いがあったものとみなされます。

2. 前項の場合、投票券の代金額および支払い後の電子マネー残高が OP のマイページ上に表示されますため、投票会員はそれらに誤りがないことを確認するものとします。

3. 電子マネー残高が投票代金額に満たない場合、取引の決済は完了しません。

(残高確認方法)

第4条 電子マネーの残高は、OP のマイページにてご確認ください。

(金額設定)

第5条 投票会員は、OP のマイページから当社所定の方法により、払戻金・返還金の額が一定金額を下回った場合、払戻金・返還金の交付に代えて、払戻金・返還金相当額の電子マネーがチャージされるよう設定することができます。

2. 前項に基づき金額を設定した場合において、払戻金・返還金の額が設定金額を下回ったときは、払戻金・返還金の支払いに代えて、払戻金・返還金相当額の電子マネーがチャージされます。

(電子マネーの払戻)

第6条 投票会員は、理由の如何にかかわらず、電子マネーの残高を払戻しまたは換金することはできません。

2. 前項にかかわらず、OP が経済情勢の変化、法令の改廃その他 OP の都合により電子マネーの取り扱いを全面的に廃止した場合には、投票会員に対して OP 所定の方法により電子マネーの残高を払戻いたします。

(利用停止)

第7条 OP は、次のいずれかに該当するときは、電子マネーの利用を停止し、または電子マネーを失効させることができます。

(1)投票会員が不正な方法により電子マネーを取得し、または不正な方法で取得された電子マネーであることを知ってご利用される場合

(2)電子マネーが偽造又は変造されたものである場合

(3)投票会員が「オッズパーク投票会員規約(電子マネー会員用)」および「オッズパーク会員規約(ダイレクト

会員用)」これに付帯する特約に違反した場合

(4)理由の如何を問わず投票会員が投票会員の地位を失った場合

(5)前各号に掲げるほか、OPが電子マネーの利用の停止を必要とする相当の事由があると判断した場合

(利用期間)

第8条 電子マネーのご利用期間は、電子マネーをチャージした日から180日とします

2. 払戻金・返還金を電子マネーにチャージした場合、ご利用期間は電子マネーをチャージした日から180日とします。

3.ご利用期間を経過した電子マネーは失効し、ご利用できなくなりますのでご注意ください。この場合、電子マネーの残高にかかわらず返金はしないものとします。

(サービス停止)

第9条 オッズパーク投票会員規約(電子マネー会員用)第26条(免責)およびオッズパーク会員規約(ダイレクト会員用)第26条(免責)に該当する場合、OPは投票会員に事前に通知することなく、電子マネーのご利用を中止または中断することができるものとします。

(本特約の変更又は廃止等)

第10条 本特約を変更又は廃止するときは、本特約を変更する旨および変更後の内容ならびに効力発生時期を、OPウェブサイトにおける表示により告知します。

(譲渡等の禁止)

第11条 電子マネーについては、譲渡その他の処分、質入れその他の担保権を設定することができません。

令和6年3月13日 制定